

助産教育評価手続規則

制 定：2007（平成 19）年 11 月 1 日

最終改正：2026（令和 8）年 3 月 24 日

（目 的）

第 1 条 一般財団法人日本助産評価機構（以下「本機構」という。）は、助産教育及び高度な専門職業人の養成に関する事業の一環として、厚生労働省の定める保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 3 条と看護師等養成所の運営に関する指導要領を踏まえて、評価対象教育課程の助産学の教育研究活動等の適合認定に関する評価を行う。

（評価の着手）

第 2 条 本機構は助産教育機関から評価の申請を受けた時点から評価に着手する。

2 助産教育評価事業其本規則第 58 条の「正当な理由」とは、評価員の確保等、評価の実施体制上、遅滞なく評価に着手することができない場合の他、天災等の不可抗力により評価の実施が不可能な場合をいう。

3 本機構の評価を受けようとする助産教育機関は、本機構に対し、受審年度の前年度の 1 月末日までに評価の申請を行うものとする。

（評価のプロセス）

第 3 条 本機構の評価は、以下のプロセスを、概ね別紙「評価のプロセス」記載のスケジュールに準じて行う。

（1）受審説明会

本機構は、評価を希望する助産教育機関に対して評価受審のための説明会を行い、自己点検評価項目を通知するとともに、全体的なスケジュールを当該助産教育機関と確認する。

（2）申請および評価の準備

評価を希望する助産教育機関は、本機構に評価の申請を行う。

本機構の評価委員会は、当該助産教育機関を担当する評価員を選任し、評価員研修を行う。

（3）自己点検評価報告書の作成

評価を受審する助産教育機関（以下、「受審校」という。）は、自己点検評価報告書を作成し、関連資料とともに本機構に提出する。

（4）書面調査

本機構の評価チームは、受審校の自己点検評価報告書等を分析・検討して調査報告書（案 1）を作成し、不明な点は質問事項として受審校に送付する。受審校は、現地調査の実施前までに、質問事項への回答を本機構に提出する。

（5）現地調査

本機構の評価チームは現地調査を行い、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案 2）を作成する。

（6）評価報告書（原案）の作成

本機構の評価委員会は、調査報告案（案2）等をもとに、評価報告書（原案）を作成する。

(7) 受審校による意見申立

本機構は、評価報告書（原案）を受審校に送付して意見を求める。受審校から意見の申し立てがあれば、評価委員会において意見を検討し、評価報告書に適宜反映させる。

(8) 異議申立手続、評価報告書の確定、受審校への通知、公表は、次条以下で定める。

（異議申立手続）

第4条 受審校は、評価報告書（原案）の評価結果において、「評価基準に適合していない」旨の判定がなされた場合に限り、本機構に対して異議の申立を行うことができる。

2 前項の異議申立は、受審校が評価報告書（原案）受領後30日以内に、異議事由を記載した書面を本機構に送付することによって行う。

（異議審査委員会による異議申立の審査）

第5条 異議審査委員会は、受審校からの異議申立を審査し、異議審査書を認証評価評議会へ提出する。

2 異議審査書には、異議審査委員による審査の結論及び理由を記載する。

3 異議審査委員会は、必要に応じ、自ら再調査を行い、もしくは評価チームに対して再調査を命ずることができる。

4 異議審査委員会は、必要に応じ、受審校・評価員等からの意見聴取を行うことができる。

（認証評価評議会による異議申立の審理）

第6条 認証評価評議会は、異議審査委員会の作成した異議審査書を踏まえて審理し、受審校の異議申立の可否を判断する。

2 再評価は、改めて調査を行わなければ適正な評価を行うことができないことが認められる等、再評価の実施を必要とする特段の事情があった場合に限り実施する。

3 認証評価評議会は、必要と認めた場合には、異議審査委員会に補充審査書の提出を求めることができる。

（評価委員会による修正評価報告書（原案）の作成と認証評価評議会による審理）

第7条 評価委員会は認証評価評議会の再評価命令がなされた場合には再評価を行い、修正評価報告書（原案）を作成する。

2 評価委員会は、前項の再評価のために必要と認めた調査を行うことができる。

3 修正評価報告書（原案）の内容は、認証評価評議会の再評価命令の内容に拘束される。

4 認証評価評議会は、評価委員会の作成した修正評価報告書（原案）について審理し、以下の各号の結論を示して判断する。

(1) 修正評価報告書（原案）が適当であるとして承認する。

(2) 修正評価報告書（原案）を修正する。

5 認証評価評議会は、前項の審理にあたり、必要と認めれば異議審査委員会・受審校からの意見聴取を行うことができる。

(評価報告書の確定、受審校への送付、公表)

第8条 評価報告書は以下の各号のいずれかによって確定する。

- (1) 評価委員会作成の評価報告書（原案）に対して、受審校が所定の期間内に異議の申立をしなかったとき
 - (2) 受審校が異議の申立をした場合
 - a 認証評価評議会が、異議申立を却下したとき
 - b 認証評価評議会が、評価報告書（原案）を修正したとき
 - c 認証評価評議会が、その再評価命令に基づく評価委員会の修正評価報告書（原案）を承認または修正したとき
- 2 評価報告書には、第4条の異議申立の内容を付記する。
 - 3 本機構は、確定した評価報告書を受審校に送付する。ただし、異議申立がなされなかった場合には、重ねて送付することを要しない。
 - 4 本機構は、確定した評価報告書の本機構のウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。

(適合認定)

第9条 本機構による評価の結果、受審校が評価基準に適合していると認められる場合に、本機構は受審校へ5年間の適合認定を与える。

- 2 受審校が評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

(評価後の重要な変更)

第10条 本機構の評価により適合認定を受けた助産教育機関は、5年間の認定期間中に教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに変更に係る事項を機構に通知しなければならない。

- 2 本機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該助産教育機関の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。

(年次報告書・改善報告書)

第11条 本機構の評価により適合認定を受けた助産教育機関は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、本機構が指定した事項についての年次報告書の本機構に提出する（様式は別途）。

- 2 当該助産教育機関は、本機構からの要請があった場合、指定された期日までに改善報告書を提出しなければならない。

(評価の周期)

第12条 本機構の評価を受ける助産教育機関は、初回の評価受審後、5年を目途に次の評価を受審するように努める。

(評価基準の変更)

第13条 本機構は、評価基準を定め、変更する際に、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その検討段階における案の公表及び意見募集、関連職業団体関係者等の意見聴取、対象助産教育機関の意見聴取等の必要な措置を講じる。

2 本機構は、評価基準を変更したときは、変更後すみやかに対象助産教育機関に通知する。

3 変更後の評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降に受審校が作成する自己点検評価報告書にかかる評価に対して適用される。但し、受審校が同意した場合には、繰り上げて適用することができる。

(評価手数料等)

第14条 本機構は、評価に関して受審校の負担する評価手数料等について、別に定める。

(公表事項)

第15条 本機構は、以下の各号に定める事項を本機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。

- (1) 名称及び事務所の所在地
- (2) 役員の氏名
- (3) 評価の対象
- (4) 評価基準及び評価方法
- (5) 評価の実施体制
- (6) 評価の結果の公表の方法
- (7) 評価の周期
- (8) 評価に係る手数料の額

(改正)

第16条 この手続規則の改正は、認証評価評議会の発議に基づき本機構理事会において行う。

附 則

本規則は、2007（平成19）年11月1日に制定し、2008（平成20）年4月8日に施行する。

本規則は、2010（平成22）年10月6日に修正し同日より施行する。

本規則は、2014（平成26）年12月3日に修正し同日より施行する。

本規則は、2025（令和7）年3月26日に修正し、2026（令和8）年4月1日より施行する。

本規則は、2026（令和8）年3月24日に修正し同日より施行する。

助産教育評価のプロセス

年度	月	日本助産評価機構	助産教育機関（受審校）
前年度	9～10月	① 受審説明会（自己点検評価項目の通知・スケジュールの確認）	
	1月		② 評価の申請
	2月	② 評価の準備（評価員の選任等）	・自己点検評価開始
	3月		
当年度※	4月	・評価員研修	
	5月		
	6月		③ 自己点検評価報告書の提出
	7月	④ 書面審査（調査報告書（案1）の作成、 質問事項を受審校へ送付）	
	8月		④ 質問事項への回答を提出
	9月		
	10月	⑤ 現地調査（評価チームによる調査報告書（案2）の作成）	
	11月		
	12月	⑥ 評価報告書（原案）の作成、および受審校への送付	
	1月	⑦ 受審校の意見確認、および評価報告書（原案）への反映検討	⑦ 意見申立、異議申立（評価報告書受領後30日以内）
	2月	⑧ 認証評価評議会による評価報告書の確定 （受審校から異議申立がある場合） 異議審査委員会による異議審査、認証評価評議会による審理を経て、評価報告書の確定	
3月	・評価報告書を受審校に通知		
	・評価報告書の公表		

※認証評価評議会が評価報告書を確定する時点を当年度とする